

介護 保険

地域密着型サービスをご存知ですか？

地域密着型サービスとは？

ひとり暮らしの方や認知症の方をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、平成18年4月から創設された介護保険のサービスです。

地域密着型サービスは、京都市がサービス提供事業者の指定を行い、原則として要支援・要介護状態になった市民の方のみが利用できます。

京都市では、この地域密着型サービスの整備を計画的に進めていきます。



夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護
[介護予防認知症対応型通所介護]

小規模多機能型居宅介護
[介護予防小規模多機能型居宅介護]

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)
[介護予防認知症対応型共同生活介護]

地域密着型特定施設
入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護
(地域密着型特別養護老人ホーム)

京 都 市

要支援1・2,要介護1～5の方

が利用できる地域密着型サービス

※要支援1・2の方が利用する介護予防サービスには介護予防を目的としたサービス内容が組み込まれます。

小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

小規模多機能型居宅介護のイメージ



■1か月(30日)あたりの自己負担額

要支援1	4,738 円
要支援2	8,475 円
要介護1	12,116 円
要介護2	17,305 円
要介護3	24,684 円
要介護4	27,133 円
要介護5	29,808 円

※食費、宿泊費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護と併用することはできません。

認知症対応型通所介護 〔介護予防認知症対応型通所介護〕

認知症の方にデイサービスセンターなどに通っていただき、入浴や食事の介助、機能訓練などを行います。



■サービス1回あたりの自己負担額 (6～8時間未満・単独型の場合)

要支援1	939 円
要支援2	1,043 円
要介護1	1,078 円
要介護2	1,189 円
要介護3	1,299 円
要介護4	1,410 円
要介護5	1,520 円

※左記の費用には入浴介助加算分を含みます。

※食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕

少人数の認知症の高齢者がそれぞれ個室を持ち、家庭的な雰囲気の中で、介護職員の支援を受けながら共同生活を行います。



■1か月(30日)あたりの自己負担額

要支援2	26,426 円
要介護1	26,426 円
要介護2	26,967 円
要介護3	27,507 円
要介護4	28,048 円
要介護5	28,620 円

※食材料費、おむつ代、理美容代、家賃、光熱水費などの実費負担があります。

※要支援1の方は利用できません。

要介護1～5の方

が利用できる地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅での生活ができるように、夜間の定期的な「巡回」訪問や、利用者などからの連絡に応じた「随時」訪問を組み合わせた訪問介護のサービスです。

■サービスの自己負担額

基本料金	1,060 円/回
定期巡回	368 円/回
随時訪問(1人対応)	615 円/回
随時訪問(2人対応)	827 円/回

夜間対応型訪問介護のイメージ



地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅などにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行います。



■1か月(30日)あたりの自己負担額

要介護1	17,459 円
要介護2	19,589 円
要介護3	21,720 円
要介護4	23,850 円
要介護5	26,013 円

※介護保険対象外の介護サービス費用、おむつ代、家賃に相当する額などの負担が必要です。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員29人以下の特別養護老人ホームにおいて、日常生活で常に介護が必要で在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。



■1か月(30日)あたりの自己負担額

要介護1	20,499 円
要介護2	22,714 円
要介護3	24,898 円
要介護4	27,113 円
要介護5	28,985 円

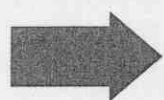
※食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まります。

※左記の利用料のほかに、施設の体制等に応じた加算分の1割負担や理美容代など日常生活に要する費用、レクリエーション費などの実費負担があります。

※おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

自己負担額は一定の条件のもとで算定したものです。目安としてお考えください。

地域密着型サービスを利用したい方は、



担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)又は
各事業所にご相談ください。

最新の地域密着型サービス事業所は、京都市介護保険課のホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>

で確認いただくことができます。

地域密着型サービスの質を高めるために さまざまな取り組みを行っています

外部評価制度

サービスの質の向上を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)は、京都府が選定した評価機関により、外部評価を受けることが義務付けられています。

評価結果は、インターネット(WAM-NET[ワム・ネット])の介護事業者情報のホームページ<http://www.wam.go.jp/kaigo/>上でも公開されていますので活用ください。

地域密着型サービス運営推進会議

事業運営に利用者や地域住民等の声を反映させ、きめ細やかなサービス提供ができるよう、地域密着型サービス事業所には運営推進会議の開催が義務付けられています。サービス内容の評価や事業所に対する要望・助言を行ったり、地域との連携のあり方を考えたりするため、概ね2か月に1回開催し、その記録を公表することになっています。

※運営推進会議の開催が義務付けられたサービス…小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

構成メンバー

- ・利用者又はその家族の代表
- ・地域住民の代表者
(自治会長、民生委員等)
- ・地域包括支援センターの職員

介護保険に関するお問い合わせ

区役所・支所	住 所	電 話
北区役所 福祉介護課	〒603-8511 北・紫野東御所田町33-1(北区総合庁舎内)	432-1366
上京区役所 福祉介護課	〒602-8511 上・今出川通室町西入堀出シ町289(上京区総合庁舎内)	441-5106
左京区役所 福祉介護課	〒606-8511 左・吉田中阿達町1(左京区総合庁舎内)	771-4267
中京区役所 福祉介護課	〒604-8588 中・西堀川通御池下る西三坊堀川町521(中京区総合庁舎内)	812-2566
東山区役所 福祉介護課	〒605-0862 東・清水5丁目130-8(東山区総合庁舎南館内)	561-9188
山科区役所 福祉介護課	〒607-8511 山・柳辻池尻町14-2(山科区総合庁舎内)	592-3290
下京区役所 福祉介護課	〒600-8588 下・西洞院通塩小路下る東塩小路町608-8(下京区総合庁舎内)	371-7228
南区役所 福祉介護課	〒601-8511 南・西九条南田町1-3(南区総合庁舎内)	681-3296
右京区役所 福祉介護課	〒616-8511 右・太秦下刑部町12(右京区総合庁舎内)	861-1430
京北出張所 福祉担当	〒601-0292 右・京北周山町上寺田1-1	0771-52-1815
西京区役所 福祉介護課	〒615-8522 西・上桂森下町25-1(西京区総合庁舎内)	381-7638
洛西支所 福祉介護課	〒610-1143 西・大原野東境谷町2-1-2(洛西総合庁舎内)	332-9274
伏見区役所 福祉介護課	〒612-8062 伏・鷹匠町13-1	611-5353
深草支所 福祉介護課	〒612-0861 伏・深草向畑町93-1(深草総合庁舎内)	642-3603
醍醐支所 福祉介護課	〒601-1366 伏・醍醐大構町28(醍醐総合庁舎内)	571-6471

保健福祉局長寿社会部介護保険課

〒604-0954 京都市中京区御池通柳馬場東入 東八幡町579番地 京都御池創生館6階
☎075-213-5871 Fax075-213-5801

時を超え美しく
ひと輝く

歴史都市・京都